

村税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 6 日

白馬村長 丸 山 俊 郎

白馬村規則第 1 9 号

村税に関する規則の一部を改正する規則

村税に関する規則（昭和55年白馬村規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第31条」を「一第32条」に改める。

第12条第 1 項の表中「(種別割)」を削る。

第18条の表中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改める。

第22条の表中「(種別割)」を削る。

第31条の表中「

入湯税納入申告書	条例第145条第3項	様式第106号
----------	------------	---------

」を「

入湯税納入申告書	条例第145条第3項	様式第106号
入湯税の納入申告書の提出期限及び納入 期限に係る特例の適用者指定申請書	条例第145条第 4 項	様式第107号
入湯税の納入申告書の提出期限及び納入 期限に係る特例の適用者指定（不指定）通 知書	条例第145条第 4 項	様式第107号の 2

」に、「様式第107号」を「様式第108号」に改める。

本則に次の 1 条を加える。

（申告期限の特例の要件等）

第32条 条例第145条第 4 項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも
該当することとする。

(1) 条例第145条第 4 項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年（以

下この項において「適用年」という。)の前々年の12月から前年の11月までの当該鉱泉浴場における入湯税の納入すべき金額の合計額が180万円以下であること。

- (2) 適用年の前年の1月1日前に当該鉱泉浴場の経営を開始し、かつ、条例第149条の規定による経営申告を行っていること。
- (3) 適用年の前年の1月1日以後に入湯税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないことその他入湯税の申告が適正に行われていると認められること。
- (4) 村税に係る徴収金を滞納していないこと。
- (5) 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から入湯税の徴収の確保に支障がないと認められること。

2 条例第145条第4項の規定の適用を受けようとする者は、同項の規定の適用を開始しようとする月の前々月の末日までに、入湯税の納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例の適用者指定申請書(様式第107号)を村長に提出しなければならない。

3 村長は、条例第145条第4項の規定による指定をしたとき又は同項の規定による指定をしないことを決定したときは、入湯税の納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例の適用者指定(不指定)通知書(様式第107号の2)により、特別徴収義務者に通知するものとする。

様式第11号及び様式第12号中「(種別割)」を削る。

様式第52号中「(種別割)」を削る。

様式第75号及び様式第75号の2の注中「50㎡(戸建以外の貸家住宅にあつては、40㎡)以上280㎡以下である場合に限り記載すること。」を「40㎡以上240㎡以下である場合に限り記載すること(令和8年3月31日以前に新築された場合は、50㎡(戸建以外の貸家住宅にあつては、40㎡)以上280㎡以下である場合に限る)。」に改める。

様式第76号の8中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、「特別特定建築物」の次に「又は特定建築物」を加え、「劇場・演芸場・集会場・公会堂」を削る。

様式第82号及び様式第86号中「（種別割）」を削る。

様式第106号を次のように改める。

様式第106号（第31条関係）

様式第106号（第31条関係）

入湯税納入申告書										登録番号													
										年		月		日									
白馬村長 宛																							
特別徴収義務者																							
住（居）所（所在地）																							
氏名（法人名）																							
担当部署名及び氏名																							
白馬村税条例第145条第3項の規定により、下記のとおり宿泊税の納入について申告します。																							
年				月分				年				月分				年				月分			
区分		課税標準		税率		税額		区分		課税標準		税率		税額		区分		課税標準		税率		税額	
日帰り入湯客		0人		50円		0円		日帰り入湯客		0人		50円		0円		日帰り入湯客		0人		50円		0円	
宿泊入湯客		0人		150円		0円		宿泊入湯客		0人		150円		0円		宿泊入湯客		0人		150円		0円	
納入すべき金額				0円				納入すべき金額				0円				納入すべき金額				0円			
日付	課税標準			課税免除 (人)	日付	課税標準			課税免除 (人)	日付	課税標準			課税免除 (人)									
	50円 (人)	150円 (人)	計 (人)			50円 (人)	150円 (人)	計 (人)			50円 (人)	150円 (人)	計 (人)										
1			0		1			0		1			0										
2			0		2			0		2			0										
3			0		3			0		3			0										
4			0		4			0		4			0										
5			0		5			0		5			0										
6			0		6			0		6			0										
7			0		7			0		7			0										
8			0		8			0		8			0										
9			0		9			0		9			0										
10			0		10			0		10			0										
11			0		11			0		11			0										
12			0		12			0		12			0										
13			0		13			0		13			0										
14			0		14			0		14			0										
15			0		15			0		15			0										
16			0		16			0		16			0										
17			0		17			0		17			0										
18			0		18			0		18			0										
19			0		19			0		19			0										
20			0		20			0		20			0										
21			0		21			0		21			0										
22			0		22			0		22			0										
23			0		23			0		23			0										
24			0		24			0		24			0										
25			0		25			0		25			0										
26			0		26			0		26			0										
27			0		27			0		27			0										
28			0		28			0		28			0										
29			0		29			0		29			0										
30			0		30			0		30			0										
31			0		31			0		31			0										
計	0	0	0	0	計	0	0	0	0	計	0	0	0	0									

様式第107号を様式第108号とし、様式第106号の次に次の2様式を加える。

様式第107号（第32条関係）

様式第 107 号（第 32 条関係）

入湯税の納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例の適用者指定申請書			
年 月 日			
白馬村長 宛			
特別徴収義務者			
住（居）所			
（所 在 地）			
氏 名			
（法 人 名）			
（電話番号			
）			
白馬村税条例第 145 条第 4 項の規定により、入湯税の納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例の適用を受けたいので下記のとおり申請します。			
記			
鉱泉浴場	所 在 地		
	名 称		
前々年の 12 月から前年の 11 月までの入湯に係る入湯税の納入すべき金額の合計額		円	
経営開始年月日		年 月 日	
鉱泉浴場の経営開始申告書の提出年月日		年 月 日	
入湯税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定	有 ・ 無	決定年月日	年 月 日
村税に係る徴収金の滞納		有 ・ 無	

様式第107号の2（第32条関係）

様式第 107 号の 2（第 32 条関係）

入湯税の納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例の適用者指定（不指定）通知書		
第 号 年 月 日		
住（居）所（所在地） 氏 名 （ 法 人 名 ） 様		
白馬村長 印		
白馬村税条例第 145 条第 4 項の規定による入湯税の納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例の適用を受ける者として、下記のとおり指定します（指定しません）。 記		
特別徴収義務者	住（居）所（所在地）	
	氏 名（法人名）	
鉱泉浴場	所 在 地	
	名 称	
特例が適用されることとなる年月	年 月申告納入分（ 年 月入湯分）から	
指定しない理由		
1 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、白馬村長に対して書面で審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、村を被告（被告の代表者は、白馬村長です。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の村税に関する規則の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。ただし、本則の次に 1 条を加える改正規定及び様式第106号から様式第108号までの改正規定は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。